令和８年度実施（令和９年度採用）

牧之原市職員
採用試験案内

後期試験　｜　事務職（カムバック採用）

お問い合わせ

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1

牧之原市役所（榛原庁舎３階）総務部総務課

電話 0548-23-0051

1　職種・採用予定人員・受験資格

職種	記号	採用予定人員	受験資格
事務職	O	若干名	① 国、都道府県、市区町村の正規職員（会計年度任用職員、任期付職員は除く。）として 5 年以上の勤務経験（育児休業、休職等の期間を除く。）を有すること。 ② 昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ③退職後、再採用される日までに 10 年を経過していないこと。

受験の要件（全職種共通）

次の（１）及び（２）の要件を満たす人

（１）次のいずれかに該当する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

（２）次のいずれにも該当しない人

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 牧之原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- その他地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人
- 特定性犯罪の前科がある人

2　受験申込手続

項目	内容
受付期間	令和８年 11 月６日（金）～11 月 27 日（金） ※締切日の午後５時までに入力を完了してください。
申込方法	電子申請入力フォームから申し込んでください。 申込フォーム：https://logoform.jp/f/BqLyi ※試験案内をよく読み、必須項目はすべて入力してください。 ※登録日から３か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き）を添付してください。 ※申込後に受験資格を有しなくなった場合は、受験できません。

3　採用試験日程

区分	項目	日程・内容
一次試験	試験日	令和８年 12 月 26 日（土）
	会場	牧之原市役所 榛原庁舎４階 会議室
	試験内容	個別面接試験
二次試験	試験日	令和９年１月９日（土）
	会場	牧之原市役所 榛原庁舎４階 会議室
	試験内容	個別面接試験

4　試験結果・採用

試験結果の通知

- 一次・二次試験の結果は、合格者・不合格者ともメールで通知します。
- 試験結果・合否に関する問い合わせには、一切応じません。

採用について

- 採用年月日は、令和９年４月１日です。
- 受験資格がない場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格（内定）を取り消します。
- 卒業見込みの人が卒業できない場合は、採用されません。

5　日本国籍を有しない人の任用

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の１及び２以外に任用されます。

１　公権力の行使に該当する業務

「公権力の行使」とは、国又は地方公共団体が、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など、人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為のことです。

- 市民の権利や自由を一方的に制限する業務（例：建築基準法に基づく措置命令、都市計画法に基づく開発行為の許可）
- 市民に一方的に義務や負担を課す業務（例：市民税や国民健康保険料の賦課徴収）
- 市民に対して強制力をもって執行する業務（例：市民税や国民健康保険料の滞納処分）
- その他、公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為。例：都市計画決定、条例や規則の制定）

２　公の意思形成への参画に該当する職

牧之原市の行政について、企画立案、予算の編成等、施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

6　給与・勤務条件

給料

経験年数を有する者の初任給は、職務に有用な採用前の経験・実績を考慮して決定します。

一般行政職における新卒初任給の目安（令和８年４月現在）

区分	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	241,280 円	225,160 円	208,312 円

- 上記金額は地域手当を含みます。
- 給与条例の改正により、金額が変更になる場合があります。
- 期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、条件に応じて支給されます。

勤務条件等

項目	内容
勤務時間	午前８時 15 分～午後５時（１日７時間 45 分） ※配属先により異なる場合があります。
休日	土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）
休暇	年次有給休暇：１月１日～12 月 31 日の間に 20 日（採用初年度は 15 日）。 未使用日数は 20 日を限度に翌年へ繰越可能。 病気休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季、介護等）、育児休業など
その他	給与・勤務条件は、牧之原市の条例等で定められています。